

第6号議案

リプレース案件系統連系募集プロセスの中止について（新福島エリア） （案）

2019年12月11日に開始公表を行ったリプレース案件系統連系募集プロセス（新福島エリア）について、当該事業者より送配電等業務指針125条の規定に基づき報告のあった新設発電設備等の開発計画を、今般、別紙1のとおり中止する旨の報告を受けたこと、および当該エリアにおいてその他のリプレース発電設備の計画がないことを確認したことから、業務規程第93条第1項第二号の規定に基づき同プロセスを中止するとともに、その結果を本機関ウェブサイトにて公表する。

1. 対象となる案件名称

新福島エリアにおけるリプレース案件系統連系募集プロセス

2. リプレース案件系統連系募集プロセス中止の判断の根拠

「新設発電設備等の開発計画取下げについて（別紙1）」により、新設発電設備等の開発計画が中止となることを確認したため。

3. 公表

本機関ウェブサイト上で、プロセスを中止した旨を別紙2のとおり公表する。

【添付資料】

別紙1：新設発電設備等の開発計画取下げについて（情報管理規程第4条の規定に基づき、非公表とする。）

別紙2：公表文「リプレース案件系統連系募集プロセスの中止について(新福島エリア)」

業務規程

(リプレース案件系統連系募集プロセスの開始)

第91条 本機関は、前条第4項に基づき公表したリプレース発電設備等について、廃止の蓋然性が高まったと判断した場合には、当該リプレース発電設備等が連系する送電系統に連系等を希望する系統連系希望者を募集する手続（以下「リプレース案件系統連系募集プロセス」という。）を開始する。

2 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、リプレース対象事業者及び同プロセスの対象となる送電系統（以下「プロセス対象送電系統」という。）を運用する一般送配電事業者たる会員に対して、その旨を通知する。

3 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、その開始時点から完了又は中止する時点までの間、新設発電設備等の最大受電電力を、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量として定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。

4 本機関は、リプレース対象廃止計画の公表日から募集の締切日までの期間を少なくとも12か月以上確保する。

(リプレース案件系統連系募集プロセスの中止)

第93条 本機関は、次の各号に掲げる場合においては、リプレース案件系統連系募集プロセスを中止することができる。

一 需給状況の悪化その他やむを得ない事由により、リプレース発電設備等の廃止の蓋然性が低くなったとき

二 新設発電設備等の開発計画が中止となったとき

2 本機関は、前項により同プロセスを中止した場合、速やかにその旨を公表する。

送配電等業務指針

(リプレースに該当する可能性がある場合の報告)

第125条 リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者は、業務規程第90条第1項第3号の場合に該当するときは、その旨を本機関に報告しなければならない。

新福島エリアにおける リプレース案件系統連系募集プロセスの中止について

2021年3月31日
電力広域的運営推進機関

2019年12月11日に開始した新福島エリアにおけるリプレース案件系統連系募集プロセス^{※1}について、事業者から新設発電設備等の開発計画が中止となる報告を受けたことから、業務規程第93条第1項第二号の規定に基づき同プロセスを中止し下記のとおり公表いたします。

記

1. リプレース案件系統連系募集プロセスの中止理由

事業者から新設発電設備等の開発計画が中止となる報告を受けたため

2. 経緯

年月日	内 容
2019年10月24日	リプレース対象廃止計画公表
2019年12月11日	リプレース案件系統連系募集プロセス開始公表
2021年3月31日	リプレース案件系統連系募集プロセス中止公表

3. リプレース案件系統連系募集プロセスの中止に伴い解放される容量

業務規程第91条第3項に基づき確保された容量（新設発電設備等の最大受電電力）

※1：リプレース案件系統連系募集プロセス

リプレース対象廃止計画を公表した発電設備等について、廃止の蓋然性が高まったと判断した場合には、当該リプレース発電設備等が連系する送電系統に連系を希望する系統連系希望者を募集する手続。

以上

【参考】業務規程

(リプレース案件系統連系募集プロセスの開始)

- 第91条 本機関は、前条第4項に基づき公表したリプレース発電設備等について、廃止の蓋然性が高まったと判断した場合には、当該リプレース発電設備等が連系する送電系統に連系等を希望する系統連系希望者を募集する手続（以下「リプレース案件系統連系募集プロセス」という。）を開始する。
- 2 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、リプレース対象事業者及び同プロセスの対象となる送電系統（以下「プロセス対象送電系統」という。）を運用する一般送配電事業者たる会員に対して、その旨を通知する。
 - 3 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、その開始時点から完了又は中止する時点までの間、新設発電設備等の最大受電電力を、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量として定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。
 - 4 本機関は、リプレース対象廃止計画の公表日から募集の締切日までの期間を少なくとも12か月以上確保する。

(リプレース案件系統連系募集プロセスの中止)

- 第93条 本機関は、次の各号に掲げる場合においては、リプレース案件系統連系募集プロセスを中止することができる。
- 一 需給状況の悪化その他やむを得ない事由により、リプレース発電設備等の廃止の蓋然性が低くなったとき
 - 二 新設発電設備等の開発計画が中止となったとき
- 2 本機関は、前項により同プロセスを中止した場合、速やかにその旨を公表する。